

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成25年6月27日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

浅野 昭子 荒井 美佐子 奥村 秀定 小原 賀子
加藤 睦男 久保野 恵美子 小林 正 菅 俊秀
鈴木 俊博 高橋 真 沼倉 良郎 本郷 一夫
三村 義幸

(2) 事務局等

高橋事務局長 竹内首席家裁調査官 三條首席書記官 田崎次席家裁調査官
伊藤主任家裁調査官 油本主任家裁調査官 二瓶家裁調査官 後藤総務課長

4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者，△は事務局の発言）

(1) 委員の紹介

(2) 本日のテーマ「少年事件における再非行防止に向けた教育的措置について」について、説明者伊藤主任家裁調査官及び油本主任家裁調査官から説明

(3) 意見交換

別紙のとおり

(4) 次回テーマ

■ 次回テーマにつき、希望等があれば、7月末までに総務課長までお知らせ願いたい。その後、裁判所で検討した上、次回テーマを決定し、お知らせする。

● 異議なし。

(5) 次回期日

平成25年11月26日（火）午後1時30分

- 少年事件の減少傾向について、捜査機関の立場から御意見、御感想をいただきたい。
- 少年事件の件数は、罪種を問わず、全体的に減少している。宮城県のデータが全国平均の2倍近く減少していることについては、東日本大震災の影響により、捜索活動に警察力が振り向けられ、その結果、検挙人員が減ったことも一要因だと考えられる。
- 審判不開始、不処分で終局する事件が多いが、一般の感覚としてはどうか。今回のテーマの内容を踏まえ、御意見、御感想をいただきたい。
- 人口減少のせいもあると思うが、10年、20年くらい前に比べ、万引きや暴走等の非行は少なくなってきたように感じる。
- 店舗経営者の立場から見ても、万引きは少なくなってきた。以前は、いじめと結びついて万引きをさせられているケースも多かったが、最近では、個別に万引きをするケースが多くなっているように思う。万引きが発覚した場合、必ず警察に届け出ているが、保護者を呼び出して話をしてみると、万引きをした子供が愛情に飢えていることや、家族についても、父親の暴力、母親の甘やかし、無関心、やった行動をきちんと認めないといった問題が見えてくる。また、経済的に豊かな家ほどお金で済ませればよいという傾向も見受けられる。私どもの対応としては、子供が万引きをしたものを本当に欲しかったものなのかを尋ね、欲しかったものであれば、商品を持ち帰らせ、家族にもお願いして自分で貯めたお金できちんと買わせるように教示している。毎月、少額でも支払いをさせるように指導し、そうした働き掛けをする中で信頼関係ができあがり、少年の心に響くものが出てくるように感じている。万引きをする子供は、頭で分かって、心で受け止めて、行動するという三つのことが、ばらばらでアンバランスなところがあり、家庭での教育的措置を大切にすることが重要だと感じている。
- 少年非行の特徴について説明を受けたが、いずれも子供が発達する過程で、大人の責任で、適切な時期に獲得されていくべきものが多いと感じた。また、家庭裁判所が教育的措置の柱として掲げている「反省を深める、責任を自覚させる」ということについては、それらを実現するために何が必要なのか、よく検討する必要があると感じた。

私は、DVの加害者男性の治療プログラムに携わっているが、成人と子供の話を一緒ににはできないが、非常に重要かつ共通することは、子供の時の傷つき体験の存在である。加害者の行動が本当に変わるのには、自らの被害性にちゃんと向き合い、その問題をクリアしてからである。その点が不十分だと、自分の加害の問題を持ち上げてつまびらかにする基礎体力がつかないし、それをしないで加害性のみを焦点を当てた対応をすると否認にあたり、あるいは、表面的な良い対応にとどまってしまう可能性がある。これらの問題や処遇効果を検証するためには、外部の専門的な立場の方々の意見を取り入れながら、教育的措置のプログラムの検討、検証をすることが必要なのではないかと。
- 参考となる有効なプログラムはあるか。
- アミティを参考にしているかどうか。アメリカは、刑務所運営経費で国家財政が破綻しそうな状態になっているが、そうした状況にあって、民間の力を借り、刑務所の代わりに心理教育的プログラムを受けられるアミティ等の施設を活用するようになっている。その結果、再犯率を相当数下げている。日本にも、民間刑務所がいくつか立ち上げられて

おり、アミティを参考にした先進的な取り組みがなされていると聞いている。日本にも、アミティのプログラムを紹介する映像資料や活動家がいるので参考にされたい。裁判所には、いわゆる非行なり犯罪が、どのようなからくりで起きてくるか、そういった見聞も外部機関とのネットワークや連携を強化し、検討していただきたい。

- 最近、取り沙汰される子供の貧困問題をどのように感じているのか伺いたい。
- △ 少年非行の一つの要因として、貧困問題は昔から根強く存在している。ただし、貧困のみが問題というわけではなく、様々な要因が影響し合い、非行につながっているのが実情である。また、家庭裁判所で扱う、盗癖傾向のある少年の多くは、愛情問題を抱えている。貧困という問題についても、最近、絶対的貧困というより、周りと比べて貧しいという相対的貧困が意識されているように感じる。
- 課題の領域の分類分けについて御意見、御感想をいただきたい。
- 三つの課題の領域のうち、生物の領域について教えていただきたい。また、少年事件における知的障害又は発達障害の状況を教えていただきたい。報道等で痴呆や知的障害の人が軽微な犯罪を繰り返しており、刑事手続では限界があるので、司法と福祉が連携して対応し、成果を挙げているという話を聞いた。それも踏まえ、家庭裁判所と児童相談所や児童福祉施設との連携の現状を教えてください、今後、そのような連携をより進めていっていただきたいと思う。
- △ 発達障害や知的障害の問題が背景にある非行は少なからずある。家庭裁判所では、そのような少年に対し、医務室の精神科医の助言を得る等して対応している。また、病院などいろいろな関係機関と連絡を取り合ったり、調査官が実際に出向いて情報収集や調整をしたりすることもある。児童相談所をはじめとした外部機関とも定期的な協議会を実施する等して連携強化に努めている。
- 社会経験があつて家庭が十分に面倒をみている子供であっても、必ずしも社会性が身につけているかどうか分からないように感じる。たまたま目が行き届いて結果的に逸脱行為がない子供も少なからずいるのではないか。同じ環境の中で生活をして、たまたま家庭という大きな違いがあるところが、転落を防いでいる、すなわち、非行を犯すか犯さないかに分かれている面があるのではないか。子供たちに社会性をどうやって身につけさせるのかということには、家裁の努力だけでは、なかなか追いつかない部分もあるように思う。そういう意味で社会に支えを求めることが重要で、奉仕活動や美化活動等を実施することには価値があると思うし、その効果の程や更なる改善のために実践を通して継承していただくことが重要になると思う。有効な教育的措置のプログラムは簡単には思いつかないが、今後は社会の関心と呼ぶ、多くの人に目を向けてもらえる、取り組んでもらえる呼び水となるような取組を目指していくことが良いのではないか。
- 医師として、不登校、いじめ、虐待、引きこもり等の診察をしているが、児童心理学の立場からすると、3歳時までの母子関係の確立が非常に大切である。母子、あるいは養育者との関係に問題があると、子供は不安になり、生きる根っこの部分がぐらついてしまい、それを引きずりながら生活することになる。医師としては、カウンセリング等を通じ、時間をかけてそのような問題に手当をしていくことになる。その上で本人に社会性、自分の役割、自分という存在を再確認させていくようにしている。家庭裁判所で行っている教育的措置、社会奉仕活動というのは、少年に社会に参加、貢献している認

識を持たせ、そこから周囲に対する優しさ、協調性、罪悪感、幸福感ということ育てていくという意味で、非常に有効な働きかけだと思う。

- 教育的措置の中でも社会参加活動の意義は大きいと思う。特に短期補導委託で対人型の援助を行うことにより、相手から信頼を受けたり、自分に自信を持てたりすることが良いと感じた。以前、家裁委員会の議事録を読んだ際、教育的措置を行う場合、例えば、老人ホームでボランティア活動をするにしても、少年の匿名性を保つためにその場限りの仮名をつけて実施していると聞いたが、実際にそのようにしているのか。どこまでプライバシーを保つかという問題はあがあるが、他人と信頼関係を築く経験をさせたいということであれば、名前だけでも明らかにして対人援助に当たってもらう方が有効ではないだろうか。

△ 教育的措置を行う際、少年同士が個人情報交換することにより、後々になって何らかの問題が生じることも懸念される。集団型の教育的措置を実施する場合、そのようなリスクの排除、匿名性保持の観点から、基本的に仮名を利用して実施するようにしている。ただし、補導委託等の場合、具体的には、委託先に住み込み就労をさせるようなケースや老人ホームでボランティア活動等をさせるようなケースでは、氏名を含め、委託先担当者にてできる限りの範囲で必要な情報を開示するようにしており、特段の問題がなければ、本人も本名でボランティア活動を行っている。いずれも匿名性と情報開示のバランスを検討し、協力施設と相談しながら実施しているところである。

- 民生委員の業務で少年院の誕生日会の援助に行き、少年たちと交流したことがあったが、会話や手紙でやり取りする中、家庭における愛情の重要性を実感した。
- 最近の非行少年の特徴につき、非行少年だけの特徴なのか、現代少年の一般的な特徴なのか、両者を峻別する特徴がはっきりと存在するのか明確にさせるのは難しいと感じた。過去に内閣府か何かの調査で、非行の原因は何かという調査をした時、70パーセント以上は家庭が原因であると回答したというデータがあった。確かに家庭の問題も大きいですが、家庭がしっかりしていても非行に至るケース、あるいは家庭が大変な状況にあるにもかかわらず非行に至らないケースもあり、家庭の要因だけでも非行は語り尽くせないと感じた。過去に相互非行状況という概念があったが、現代は親子、家庭のみならず、友人といった部分も含めた環境について相互非行状況を考慮した教育的措置が求められるところではないか。教育的措置についても、スキル欠陥性仮説といった考え方に基づいたアプローチ、すなわち、「共感性やコミュニケーション能力が足りないから非行が起こる、だから、その能力をつけさせよう」という個人に対するアプローチが中心になっている気がするが、実際はそれだけではなく、関係調整や環境調整といったアプローチが重要なように感じる。また、個人に対するアプローチの中身についても、どのような環境にいる子供なのか、どのような生物学的要因を持った子供なのかということまで、きめ細やかに配慮して実施できるとよいのではないか。以上を踏まえ、その子供の持つ生物学的特徴と環境的特徴の評価に応じた個別的な教育的措置を考え、さらにその効果を検証していくことが重要になってくるのではないか。
- 平成8年から民生委員の間で主任児童委員制度を作った。これは主任児童委員を地域に配置し、同人らが子育て中の家庭に目を配る制度であり、実際に主任児童委員が家庭を支えることで事件を予防した等の実績を挙げている。非行の問題につき、家庭だけに

責任があるのではなく、親だけに子育てをさせるのではないという考え方を持っていた
だきたいと思い紹介した。